

定年引上げについて

学校人事課・福利課

令和3年6月に国家公務員法及び地方公務員法が改正され、令和5年4月から公務員の定年が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることとなります。(労務職員(現行定年63歳)についても令和11年度から段階的に65歳まで引き上げ)
これに伴い、県立学校教職員及び市町村立学校の県費負担教職員に関して、定年引上げにかかる条例改正を行いました。

【目次】

1 定年の段階的引上げ	6 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年)
2 60歳以降の勤務にかかる考え方	7 定年前再任用短時間勤務制
3 給与	8 暫定再任用制度
4 退職手当	9 採用・定員管理
5 情報提供・意思確認制度	

1 定年の段階的引上げ

下表のとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は定年が65歳となります。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R9末	R10末	R11末	R12末	R13末	R14末	R15末
定年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳		
生年月日	(当該年度内に迎える年齢)											
S32.4.2~S33.4.1	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
S33.4.2~S34.4.1	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
S34.4.2~S35.4.1	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
S35.4.2~S36.4.1	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
S36.4.2~S37.4.1	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
S37.4.2~S38.4.1	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
S38.4.2~S39.4.1	59	60	<u>61</u>	62	63	64	65	66	67	68	69	70
S39.4.2~S40.4.1	58	59	60	<u>61</u>	<u>62</u>	63	64	65	66	67	68	69
S40.4.2~S41.4.1	57	58	59	60	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	64	65	66	67	68
S41.4.2~S42.4.1	56	57	58	59	60	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	65	66	67
S42.4.2~S43.4.1	55	56	57	58	59	60	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>	66
S43.4.2~S44.4.1	54	55	56	57	58	59	60	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<u>65</u>

現行再任用又は暫定再任用可能年齢

※暫定再任用制度については、P.6「8」参照

定年前再任用短時間可能年齢

※定年前再任用短時間勤務制については、P.5「7」参照

2 60歳以降の勤務にかかる考え方

60歳まで従事していた職務に従事することが基本となります。

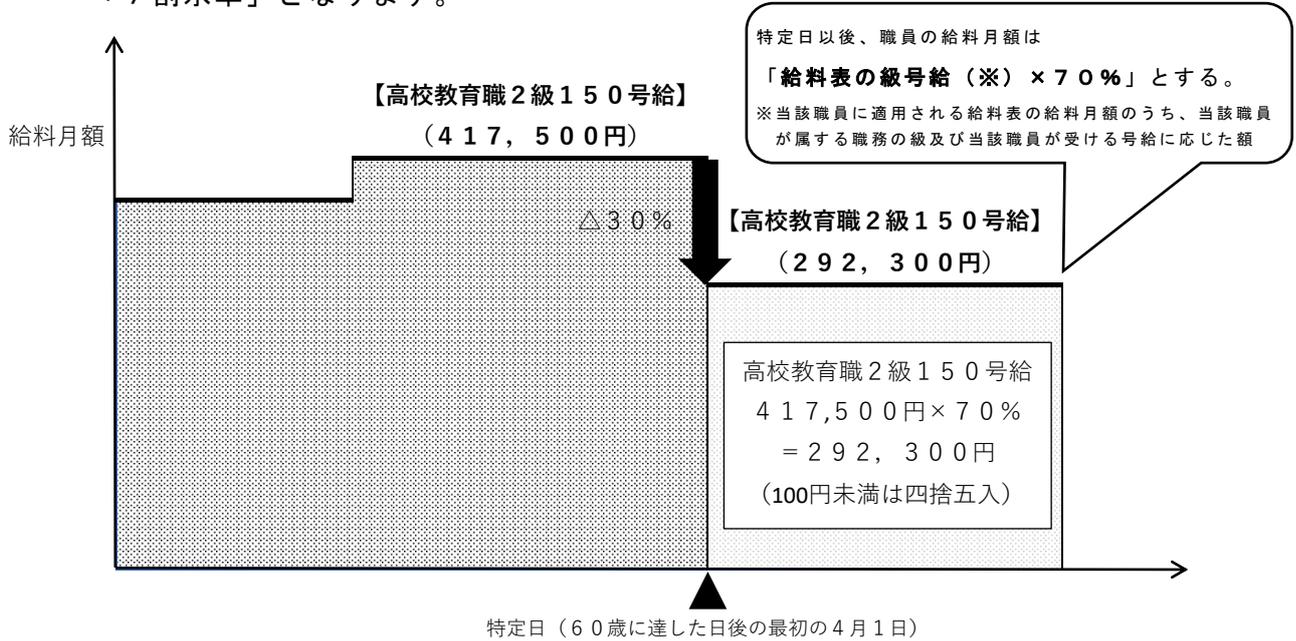
(教諭の場合、校務分掌が割り当てられ、学級担任等の業務にも当たります。)

※管理職については、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年)の対象(P.4「6」参照)
その他、休暇・サービス・人事評価等についても従前と同様となります。

3 給与

(1) 給料

- ① 職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、「7割水準」となります。



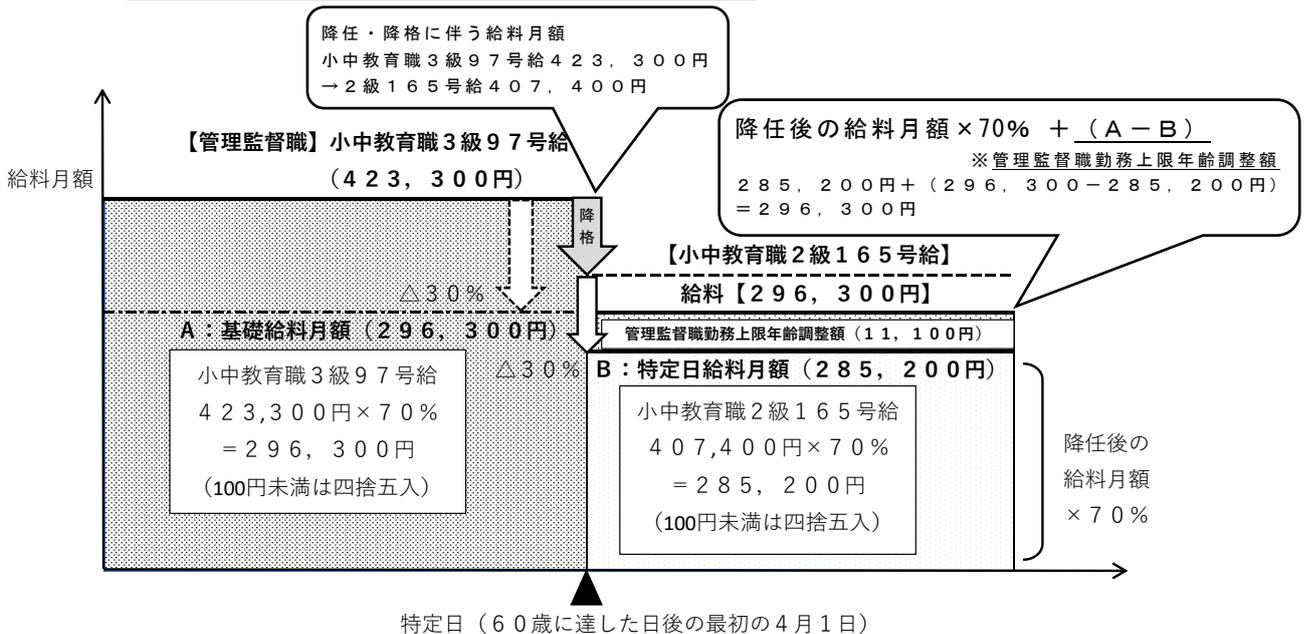
- ※ 臨時的任用職員は、給料月額7割措置の対象外（10割）です。
- ※ 労務職員は、「60歳に達した日後」を「63歳に達した日後」に読み替えます。

- ② 管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任された場合、60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後の給料は、次のとおりです。

$$\text{降任後の給料表の級号給の給料月額} \times 70\% + \text{「管理監督職勤務上限年齢調整額」}$$

（降任前の給料月額×70%－降任後の給料月額×70%）

二 降任前の給料表の級号給の給料月額×70%



- ※ 基本的には、降任前（管理監督職時）の給料月額の7割が保障されます。（給料月額には、管理職手当は含まれません。）

(2) 諸手当等

【7割水準とする手当等】

給料の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当

【給料月額との7割措置に連動した額とする手当等】

教職調整額、地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

【7割水準とならない手当等】

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当

※ 参考：下線部の手当については、再任用職員には支給されない手当です。

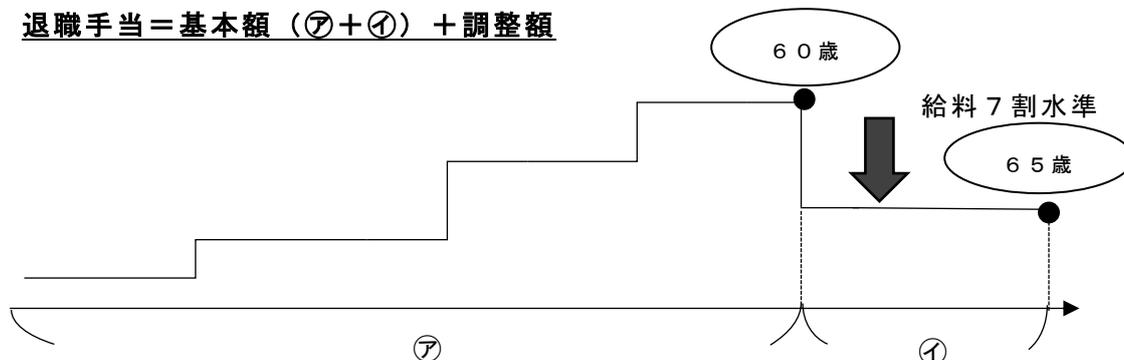
4 退職手当

(1) 定年引上げ後の退職手当

- ① 職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合も、役職定年による異動（管理監督職勤務上限年齢による降任等）により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用されるため、現行の定年年齢60歳（労務職員は63歳）を超えて退職した場合、定年引上げ前の定年退職する場合に比べて退職手当額が不利益となりません。

※計算方法 退職手当計算方法は以下のようになります。（ピーク時特例）

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{㉞} + \text{㉟}) + \text{調整額}$$



- ㉞ (60歳時点の減額前の俸給月額) × (60歳までの勤続期間に応じた支給率)
㉟ (退職日給料月額) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率 - 60歳までの勤続期間に応じた支給率)

- ② 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定することとします。
- ③ 60歳に達した日以後に、定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合でも、定年前の退職として退職手当が支給されますが、上記②により退職手当が減額されることはありません。
- (ただし、定年前再任用短時間職員の期間は退職手当支給対象外です。)

(2) 勸奨退職の割増加算

勸奨退職する場合の給料月額割増率（1年あたり2%）は、現行定年下で対象とされる年齢と割増率を維持します。

○勸奨退職における退職手当（変更なし）

	教諭・事務職員・栄養職員等	労務職員
対象条件	勤続20年以上及び40歳～59歳	勤続20年以上及び43歳～62歳
割増対象	勤続25年以上及び50歳～59歳	勤続25年以上及び53歳～62歳
割増率	（60歳[労務職員63歳]－退職時の年齢）：1年につき2%	

※勤続年数は育休や休職などを除算後の年数となります

（60歳～64歳の者は勸奨退職の適用対象外のため、給料月額は割増されない。）

(3) 退職手当にかかる情報提供

○別項の59歳（労務職員は62歳）での情報提供のほか、退職手当にかかるものは以下のとおり

	現 行	定年引上げ施行後
退職準備説明会	60歳時の年度 （労務職員は63歳）	65歳時の年度 （経過措置中は定年年齢時）
退職手当試算	説明会にて全員に配付	説明会にて全員に配付

※59歳（労務職員は62歳）になる年度の試算は希望者に配付予定

5 情報提供・意思確認制度

(1) 概要

60歳以後（労務職員は63歳以後）の任用・給与・退職手当等の制度概要について、59歳（労務職員は62歳）になる年度に情報提供・意思確認を実施するものです。

(2) 実施スケジュール（予定）

令和4年度：12月頃（1月中旬に意思確認）

※回答後に希望を変更する場合は、随時管理職に申し出てください。

令和5年度以降：59歳（労務職員は62歳）になる年度の10月頃

6 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）

(1) 趣旨

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職にある職員は60歳以降、非管理監督職（教諭等）に降格・降任となる制度です。

※降格・降任は60歳に達した日後の最初の4月1日を原則とします。

(2) 概要

管理監督職：①管理職手当支給対象の職（校長・副校長・教頭・教諭（部主事）及び県立学校の事務長（主監）・事務長（次長））

②管理職手当支給対象職に準ずる職（義務校の事務部長・総括事務長）

役職定年後の職：降任等を行うに当たっては、原則として非管理監督職の中でできる限り上位の職制上の段階の職に降任等を行います。

役職定年前	降格・降任後
校長・副校長・教頭	教諭
教諭（部主事）	教諭
事務長（主監）・事務長（次長）	専門員（補佐（総括））
事務部長・総括事務長	統括補佐専門員

※ 降格・降任後の事務長の職名は（４）参照

（３）特例任用

以下の場合には、留任又は特定管理監督職群内の他の管理監督職に降任もしくは転任することがあります。

- ① 職務の特殊性や勤務環境の特殊性により、役職定年によって生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に著しい支障が生ずる場合
- ② 特定管理監督職群に属する当該管理監督職についての標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職員の数が不足する等の事情により、役職定年によって生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認める場合

特定管理監督職群：ア 校長・副校長・教頭

イ 事務長（主監）・事務長（次長）／事務部長・総括事務長

（４）事務長の職名

事務長には役職定年の対象のものと対象外のものが混在しますが、いずれの場合にも、60歳に達した日後の最初の4月1日以降は県立学校のポスト事務長又は義務校の共同学校事務室の室長から外れ、事務職員として勤務することとします。これにあたり、下表のとおり60歳以降の事務長経験者を対象とした職名を設け、上記期日に任命します。

県立校		義務校	
60歳まで職名	60歳以後職名	60歳まで職名	60歳以後職名
ポスト事務長対象	ポスト事務長対象外	共同学校事務室長対象	共同学校事務室長対象外
事務長（主監）	↓	事務部長	↓
事務長（次長）		総括事務長	
事務長（補佐（総括））	専門員（補佐（総括））	統括補佐事務長	統括補佐専門員
事務長（補佐）	専門員（補佐）	補佐事務長	補佐専門員
事務長（係長（総括））	専門員（係長（総括））	主幹事務長	主幹専門員
事務長（係長）	専門員（係長）	主任事務長	主任専門員

7 定年前再任用短時間勤務制

（１）趣旨

60歳以後（労務職員は63歳以後）に一度退職した上で、短時間で勤務できる制度です。

（２）概要

対象職員：60歳以後に退職した者で、定年退職日相当日までにある者

職務内容・服務等：現行再任用制度短時間勤務と同様

※勤務時間の都合により職務内容が制限されることがあります

勤務時間：1週間あたり19時間22分30秒（常勤職員の1/2勤務）

任期：常勤職員の定年退職日に当たる日まで（年度ごとの更新は不要）

給与：国の定年前再任用短時間勤務制に準ずる

採用：個人の事情及び希望者の勤務実績、並びに学校の状況等を踏まえて、選考により採用します。

備考：一度退職するため、常勤職員への復帰は不可

※定年前再任用短時間勤務職員の採用は、各年度の4月1日を原則とします。

8 暫定再任用制度

(1) 趣旨

定年の段階的引上げ期間中における現行再任用制度の経過措置です。

(2) 概要

職務内容・服務等：フルタイム勤務、短時間勤務とも現行再任用制度と同様

給与：国の暫定再任用制度に準ずる

期間：令和5年度から令和13年度まで

対象：先頭頁の表の灰色網掛けに該当する年齢の者

9 採用・定員管理

定年引上げ期間中には定年退職者が発生しない年度が隔年で発生しますが、新規採用数が極端に増減しないよう計画的な採用を実施します。